

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の家庭用電化製品から省エネ家電製品に買い換えた者に対し、その購入経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に伴う町民生活の負担軽減及び省エネ家電製品への買換えの促進を図るため、予算の範囲内において大台町省エネ家電買換え支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大台町補助金等交付規則(平成18年大台町規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ基準達成率 経済産業省資源エネルギー庁が公表する省エネ型製品情報サイトに掲載された省エネ基準達成率をいう。
- (2) 省エネ家電製品 次のいずれかに掲げる機器であつて、当該機器に係る要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア エアコン(室外機を含む。)
 - (ア) 省エネ基準達成率(目標年度:2027年度)が100パーセント以上であること。
 - (イ) 新品であり、リース品でないこと。
 - イ 電気冷蔵庫(冷凍庫のみの機能を有するものを除く。)
 - (ア) 省エネ基準達成率(目標年度:2021年度)が100パーセント以上であること。
 - (イ) 新品であり、リース品でないこと。
 - ウ LED照明器具
 - (ア) 省エネ基準達成率(目標年度:2020年度)が100パーセント以上であること。
 - (イ) 新品であり、リース品でないこと。
- (3) 町内店舗 町内に店舗を有し、当該店舗において対面で販売を行う販売店をいう。
- (4) 町外店舗 町外に店舗を有し、当該店舗において対面により販売を行う販売店をいう。
- (5) 買換え 既存の機器の使用を廃止し、これに代えて同一の用途に供する省エネ家電製品を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次条に規定する補助対象事業を実施し、当該事業により購入した省エネ家電製品を、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が現に居住する町内の住宅に設置して家庭用として使用する個人であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年10月1日から令和9年2月26日までに省エネ家電製品を購入した者(領収書の日付が当該期間内にあるものをいう。)
- (2) 申請日において、大台町の住民基本台帳に登録されている者
- (3) 申請日において、本人及びその世帯に属する者の全員が、納期限の到来した町税等を滞納していない者
- (4) 当該省エネ家電製品の購入に係る経費について、国、県、町その他の団体から補助金、助成金その他これらに準ずる給付を受けていない者

- (5) 申請の日までに設置を完了し、使用を開始している者
- (6) 買換え前の家庭用電化製品を、買換え後において他の場所で継続して使用していない者
- (7) 転売その他営利を目的として購入していない者

2 大台町暴力団排除条例(平成 23 年大台町条例第1号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等である者又は暴力団員等と密接な関係を有する者は、補助金の交付対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が前条に規定する住宅において現に使用していた既存の機器から次の各号のいずれかに掲げる買換えを行うものとする。

- (1) エアコンから省エネ家電製品であるエアコンへの買換え
- (2) 電気冷蔵庫から省エネ家電製品である電気冷蔵庫への買換え
- (3) 照明器具(LEDを光源とするものを除く。)から省エネ家電製品であるLED照明器具への買換え
(照明器具本体の取替えを伴うものに限り、ランプ又は電球のみの取替えを除く。)

2 前項の買換えに係る省エネ家電製品の購入は、町内店舗又は町外店舗において対面で行う取引によるものに限り、インターネット、電話、カタログその他の通信販売の方法によるものは対象としない。

3 第1項の買換えは、既存の機器の設置場所において行うものに限り、新たな場所への設置又は増設は対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネ家電製品本体の購入経費(税抜き)とする。

2 前項の補助対象経費は、割引券、クーポン券、商品券、ポイント(令和 8 年度大台町美村ポイントプレゼントキャンペーンにより付与されたポイントを含む。)その他これらに類するものによる支払額を差し引いた額とする。

3 次に掲げる経費は、補助対象経費に含まない。

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) 設置工事費、配送費及び据付けに要する附属品の購入費
- (3) 既存の家庭用電化製品の撤去、運搬及び処分にあつた経費(家電リサイクル料金及び収集運搬料金を含む。)
- (4) 延長保証料その他の保証に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、省エネ家電製品本体の購入に直接要しない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、第3項から第6項までに定めるところにより算定した額とする。

2 補助金の交付は、1世帯(申請日における住民基本台帳上の世帯をいう。)につき、品目ごとに1回限りとする。

3 品目ごとの補助対象経費は、次の各号に掲げる品目に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) エアコン及び電気冷蔵庫 同一品目のうち申請者が選択した1台に係る補助対象経費
- (2) LED照明器具 購入した店舗の区分ごとに、当該区分の店舗から購入した全ての台数に係る補助対象経費の合計額

- 4 品目ごとの補助金の額は、前項の規定により算定した補助対象経費に別表に定める補助率を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、当該額が購入した店舗の区分に応じ別表に定める上限額を超える場合は、当該上限額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、LED照明器具について町内店舗及び町外店舗の双方から購入した場合の補助金の額は、店舗の区分ごとに前項の規定により算定した額の合計額とする。ただし、その合計額が町内店舗に係る上限額を超える場合は、当該上限額とする。
- 6 複数の品目を購入した場合の補助金の額は、前2項の規定により品目ごとに算定した額の合計額とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、大台町省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 領収書及び購入製品の明細が分かる書類の写し
 - (2) 製造メーカー、型番及び省エネ基準達成率が分かる書類（保証書、カタログ等の写し）
 - (3) 買換えを証明する書類（特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の排出者控えの写し等。LED照明器具の場合は、取替え前後の設置状況が分かる写真）
 - (4) 申請者の振込先口座が確認できる書類の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、申請に当たり、町長が申請者及びその世帯に属する者の住民基本台帳の記録及び町税等の納付状況に関する情報を確認することについて同意するものとする。この場合において、住民票の写し及び納税証明書の添付を省略することができる。
 - 3 申請は、令和8年10月1日から令和9年2月26日までにを行うものとする。
 - 4 申請は、1世帯につき1人が行うものとし、複数の品目を購入した場合は、一の申請書により申請しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、大台町省エネ家電買換え支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに大台町省エネ家電買換え支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付は、申請書及び添付書類に不備がない状態で受理した日の順に行うものとする。この場合において、書類に不備があるときは、当該不備が補正された日を受理した日とする。
- 4 申請額の合計が予算額に達した場合において、同一の日に受理した申請の全てについて交付することができないときは、当該日に受理した申請を対象として抽選を行い、交付の対象を決定するものとする。
- 5 前項の抽選の結果は、抽選を行った日から起算して14日以内に申請者に通知するものとする。
- 6 申請額の合計が予算額に達した日の翌日以後に受理した申請については、補助金を交付しない。
- 7 町長は、申請額の合計が予算額に達したときは、速やかにその旨を公表するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 規則に定める実績報告は、第7条第1項の規定による交付申請をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第10条 規則に定める補助金の請求は、第7条第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

2 町長は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（取下げ）

第11条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、速やかに大台町省エネ家電買換え支援補助金交付申請取下げ届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第12条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、故障、災害その他やむを得ない事由により使用することができなくなった場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、大台町省エネ家電買換え支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （3） 第11条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- （4） 前条の規定に違反したとき。
- （5） その他町長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその全額又は一部を返還するよう命じるものとする。

（調査）

第15条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 交付決定者は、町が実施する地球温暖化対策に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表(第6条関係)

品目	補助率	上限額(町内店舗)	上限額(町外店舗)
電気冷蔵庫	2 分の 1	50,000 円	25,000 円
エアコン	2 分の 1	40,000 円	20,000 円
LED照明器具	2 分の 1	20,000 円	10,000 円

令和 年 月 日

大台町長 様

申請者 住 所 大台町

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼請求書

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請、実績報告及び請求をします。なお、申請内容に相違ないことを誓約し、町が世帯全員の住民登録、町税等の納付状況その他必要な事項を調査することに同意します。

1 補助対象製品の設置場所

☐ 申請者の住所と同じ。☐ 上記以外(住所:大台町)

2 申請内容

(1) 購入した製品

品目	製品名・型番	購入日	購入店舗名	店舗区分
電気冷蔵庫		年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外
エアコン		年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外
LED 照明器具		年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外

(2) 申請額

品目	店舗区分	① 補助対象経費(税抜)	② 申請額(①×1/2)
電気冷蔵庫	☐ 町内 ☐ 町外	円	円
エアコン	☐ 町内 ☐ 町外	円	円
LED 照明器具	町内店舗(台)	円	円
LED 照明器具	町外店舗(台)	円	円
申請額合計			円

■ ① 補助対象経費(税抜)の記入

・購入明細書・領収書に記載された本体の税抜価格を記入してください。

・含めないもの:設置工事費、配送費、リサイクル料金、収集運搬料金、延長保証料、消費税等

■ ② 申請額の記入

①に2分の1を掛け、100円未満を切り捨てた額を記入してください。下表の上限額を超える場合は、上限額を記入してください。

品目	町内店舗	町外店舗
電気冷蔵庫	50,000 円	25,000 円
エアコン	40,000 円	20,000 円
LED 照明器具	20,000 円	10,000 円

※LED 照明器具を町内店舗・町外店舗の双方で購入した場合は、それぞれの申請額を合算し、その合計額の上限を 20,000 円とします。

(3) 提出する別紙(該当するものに☑)

☐ 別紙1(補助対象経費算定書)… ポイント・商品券・クーポン券・割引券を利用して購入した場合☐ 別紙2(LED 照明器具購入内訳書)… LED 照明器具を複数台申請する場合

3 誓約事項（全ての項目を確認し、☑してください。）

- ☐ 申請日において、大台町に住民登録があります。
- ☐ 対象製品を、私の世帯が居住する町内の住宅に設置し、家庭用として使用しています。
- ☐ 買換え前の家電製品は、対象製品の購入前から町内の住宅で使用していたものです。
- ☐ 買換え前の家電製品を、別の居室、別の住宅その他の場所で継続して使用していません。
- ☐ 私及び私と同一世帯の者の全員に、町税等の滞納はありません。
- ☐ 同一の経費について、国、県、町その他の団体から補助金等を受けていません。
- ☐ 同一世帯の者が、同じ品目でこの補助金の交付を受けていません。
- ☐ 対象製品は、店舗で対面により購入したものです。
（インターネット・電話・カタログ等の通信販売ではありません）。
- ☐ 対象製品は、転売その他営利を目的として購入したものではありません。
- ☐ 私及び私と同一世帯の者は、暴力団又は暴力団員等ではなく、暴力団員等と密接な関係を有していません。
- ☐ 申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- ☐ 対象製品は、申請日までに設置を完了し、使用を開始しています。

4 補助金の振込先

金融機関名 ☐ 銀行 ☐ 信用金庫
☐ 農業協同組合

支店名 _____ 支店

預金種別 ☐ 普通 ☐ 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

以下、役場記入欄

※下記債権の内、該当するものの納期到来分について納付状況を確認(該当する方に☑)					
1	町税	未納なし ☐ 未納あり ☐	6	町営住宅使用料	未納なし ☐ 未納あり ☐
2	介護保険料	未納なし ☐ 未納あり ☐	7	保育料	未納なし ☐ 未納あり ☐
3	後期高齢者医療保険料	未納なし ☐ 未納あり ☐	8	給食費	未納なし ☐ 未納あり ☐
4	水道使用料	未納なし ☐ 未納あり ☐	9	その他町の歳入となるもの ()	未納なし ☐ 未納あり ☐
5	生活排水使用料 (浄化槽・下水道)	未納なし ☐ 未納あり ☐			

※該当しないものについては、未納なしとすること。

別紙1

※ポイント・商品券・クーポン券・割引券（美村ポイントを含む。）を利用して購入された場合のみ提出してください。

申請者氏名：

補助対象経費算定書

1 算定表

品目	店舗区分	① 本体価格 (税抜)	② ポイント等の 利用額	③ ②の税抜額 (②÷1.1) 円未満切捨て	④ 補助対象経費 (①－③)
電気冷蔵庫	☐ 町内 ☐ 町外	円	円	円	円
エアコン	☐ 町内 ☐ 町外	円	円	円	円
LED 照明器具	町内店舗	円	円	円	円
LED 照明器具	町外店舗	円	円	円	円

④の金額を、申請書「2 申請内容」の(2)①欄に転記してください。

2 記入方法

■ ① 本体価格(税抜)

- ・購入明細書・領収書に記載された本体の税抜価格を記入してください。
- ・設置工事費、配送費、リサイクル料金、収集運搬料金、延長保証料、消費税は含めません。
- ・値引き・割引が本体価格そのものに反映されている場合は、値引後の税抜価格を記入してください(②には記入しません)。

■ ② ポイント等の利用額

- ・レシート・領収書に記載されたポイント等の利用額をそのまま記入してください。
- ・対象となるもの:ポイント(美村ポイントを含む。)、商品券、クーポン券、割引券

■ ③ ②の税抜額

- ・②を1.1で割り、円未満を切り捨てた額を記入してください。
- ・ポイント等は消費税を含んだ支払額から差し引かれているため、消費税相当分を除いて計算します。

■ ④ 補助対象経費

- ・①から③を差し引いた額を記入してください。
※マイナスとなる場合は「0」と記入してください(この場合、その品目の補助金は交付されません)。

3 計算例

(例)町内店舗で冷蔵庫を購入し、ポイント5,000円を利用した場合

(レシートの例)

冷蔵庫 本体価格(税抜)	100,000円	← ①に記入
消費税	10,000円	
標準取付工事	11,000円	
リサイクル料金	4,730円	
小計	125,730円	
ポイント利用	-5,000円	← ②に記入
お支払額	120,730円	

項目	金額	計算
① 本体価格(税抜)	100,000 円	明細書のとおり
② ポイント等の利用額	5,000 円	レシートのとおり
③ ②の税抜額	4,545 円	$5,000 \div 1.1 = 4,545.45\cdots \rightarrow 4,545$ 円
④ 補助対象経費	95,455 円	$100,000 - 4,545$

4 計算が難しい場合

①②の欄まで記入し、③④は空欄で提出いただいても構いません。役場で算定のうえ、交付決定通知書でお知らせします。

別紙2

※LED 照明器具を複数台申請する場合のみ提出してください。

申請者氏名：

LED 照明器具 購入内訳書

1 購入内訳

No.	製品名・型番	設置場所	購入日	購入店舗名	店舗区分	本体価格 (税抜)
1			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
2			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
3			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
4			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
5			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
6			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
7			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円
8			令和 年 月 日		☐ 町内 ☐ 町外	円

2 集計

区分	台数	本体価格の合計(税抜)
町内店舗	台	円
町外店舗	台	円

3 記入上の注意

- ・ポイント等を利用していない場合：上記2の合計額を、申請書「2 申請内容」の(2)①欄に転記してください。
- ・ポイント等を利用した場合：上記2の合計額を、別紙1の①欄に記入してください。
- ・行が不足する場合は、この用紙を複写して使用してください。
- ・「設置場所」は、取替え前後の写真と対応するように記入してください(例：居間、台所、玄関)。

第 号
年 月 日

様

大台町長 印

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大台町省エネ家電買換え支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 内訳

品目	購入店舗の区分	補助対象経費(税抜)	交付決定額
電気冷蔵庫	☐ 町内店舗 ☐ 町外店舗	円	円
エアコン	☐ 町内店舗 ☐ 町外店舗	円	円
LED照明器具	町内店舗(台)	円	円
LED照明器具	町外店舗(台)	円	円
合計	—	円	円

3 交付条件

- (1) 大台町補助金等交付規則及び大台町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱の定めるところに従わなければならないこと。
- (2) 大台町補助金等交付規則に基づく町長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を町に返還させることがあること。
- (3) 町長が、必要があると認めるときは、利用状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことがあること。
- (4) 補助金の交付を受けて取得した省エネ家電製品については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間内において、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、故障、災害その他やむを得ない事由により使用することができなくなった場合は、この限りでない。

4 その他

町が実施するゼロ・カーボン施策、環境保全対策等の調査や活動に御協力をお願いします。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大台町長 印

大台町省エネ家電買換え支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大台町省エネ家電買換え支援補助金については、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由

第 号
年 月 日

大台町長 様

申請者
住 所 大台町
氏 名
電話番号

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した大台町省エネ家電買換え支援補助金について、都合により申請を取下げたいので、大台町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請日 年 月 日

2 取下げの理由

第 号
年 月 日

様

大台町長 印

大台町省エネ家電買換え支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付(第 号)で交付決定を通知した大台町省エネ家電買換え支援補助金について、大台町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり交付決定の全部(又は一部)を取り消します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由